

壱岐市空き家バンク制度について



平成29年4月
壱岐市役所企画振興部
地域振興推進課



空き家を所有の方

(移住者へ売りたい・貸したい)

● 空き家登録申し込み

- 空き家バンク物件登録申請書
(様式第1号)
- 空き家バンク物件登録カード
(様式第2号)

● 申し込み受付・審査 ● 物件登録

- 空き家バンク登録完了通知
(様式第4号)

● 空き家情報の提供

- 空き家利用希望者へ情報提供
- 市ウェブサイト等で紹介

● 物件交渉等 ● ※市は交渉に介入しません

空き家を利用希望の方 (定住移住するために住居を見つけない)

● 空き家情報の閲覧

- 壱岐市ホームページ「いきしまぐらし」に掲載
- ※内見などを先に行うことはできません。

● 利用希望の申込 ● 利用登録

- 空き家バンク利用登録申請書(様式第8号)
- 利用者登録完了通知(様式第10号)

● 情報の提供 ● 物件登録者との情報交換

- 売手(貸手)と買手(借手)の連絡先交換等のお手伝い

● 物件交渉等 ● ※市は交渉に介入しません